

公益財団法人 花王財団 定款

第1章 総 則

(名称)

第1条 この法人は、公益財団法人花王財団と称する。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を 東京都中央区に置く。

- 2 この法人は、理事会の決議により、従たる事務所を必要な地におくことができる。これを変更又は廃止する場合も同様とする。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 この法人は、文化と科学への助成及び研究者の顕彰、文理融合分野の研究への支援を通じて、日本の文化と科学の振興及び発展向上に寄与することを目的とする。

(事業)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 文化及び科学に係わる活動や研究への助成
- (2) 文化及び科学に係わる活動や研究への顕彰
- (3) 文化及び科学に係わる分野の人材育成を目的とした支援
- (4) 文化や科学の枠組みにとらわれない文理融合分野への支援及びシンポジウム等の開催
- (5) その他この法人の目的を達成するために必要な事業

- 2 前項各号の事業については、日本全国を中心に行うものとする。

第3章 資産及び会計

(基本財産)

第5条 この法人の財産は、基本財産及びその他の財産の2種類とする。

- 2 基本財産は、この法人の目的である事業を行うために不可欠な財産として理事会で定めたものとする。
- 3 この法人は、基本財産について適正な維持及び管理に努めるものとし、基本財産の一部を処分しようとするとき及び基本財産から除外しようとするときは、あらかじめ理事会及び評議員会の承認を要する。
- 4 その他の財産は、基本財産以外の財産とする。

(事業年度)

第6条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(事業計画及び収支予算)

第7条 この法人の事業計画書、収支予算書、資金調達及び設備投資の見込みを記載した書類につい

ては、毎事業年度開始の日の前日までに、理事長が作成し、理事会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も、同様とする。

- 2 前項の書類については、主たる事務所に、当該事業年度が終了するまでの間備え置き、一般の閲覧に供するものとする。
- 3 第1項の事業計画書、収支予算書、資金調達及び設備投資の見込みを記載した書類については、毎事業年度の開始の日の前日までに行政庁に提出しなければならない。

(事業報告及び決算)

第8条 この法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、理事長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を受けなければならない。

- (1) 事業報告
 - (2) 事業報告の附属明細書
 - (3) 貸借対照表
 - (4) 正味財産増減計算書
 - (5) 貸借対照表及び正味財産増減計算書の附属明細書
 - (6) 財産目録
- 2 前項の承認を受けた書類のうち、第1号、第3号、第4号及び第6号の書類については、定時評議員会に提出し、第1号の書類についてはその内容を報告し、その他の書類については、承認を受けなければならない。
 - 3 第1項の書類のほか、次の書類を主たる事務所に5年間備え置き、一般の閲覧に供するとともに、定款を主たる事務所に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。
 - (1) 監査報告
 - (2) 理事及び監事並びに評議員の名簿
 - (3) 理事及び監事並びに評議員の報酬等の支給の基準を記載した書類
 - (4) 運営組織及び事業活動の状況の概要及びこれらに関する数値のうち重要なものを記載した書類
 - 4 第1項及び第3項に掲げる書類は、毎事業年度終了後3ヶ月以内に行政庁に提出しなければならない。

(公益目的取得財産残額の算定)

第9条 理事長は、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律施行規則第48条（各事業年度の末日における公益目的取得財産残額）の規定に基づき、毎事業年度、当該事業年度の末日における公益目的取得財産残額を算定し、前条第3項第4号の書類に記載するものとする。

第4章 評議員

(評議員)

第10条 この法人に評議員6名以上15名以内を置く。

(評議員の選任及び解任)

第11条 評議員の選任及び解任は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下、「一般法人法」という。）第179条（評議員会の招集）から第195条（評議員会への報告の省略）の規定に従い、評議員会において行う。

- 2 評議員を選任する場合には、次の各号の要件をいずれも満たさなければならない。

- (1) 各評議員について、次のイからへに該当する評議員の合計数が評議員の総数の3分の1を超えないものであること。

- イ 当該評議員及びその配偶者又は三親等内の親族
- ロ 当該評議員と婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者
- ハ 当該評議員の使用人
- ニ ロ又はハに掲げる者以外の者であって、当該評議員から受ける金銭その他の財産によって生計を維持しているもの
- ホ ハ又はニに掲げる者の配偶者
- ヘ ロからニまでに掲げる者の三親等内の親族であって、これらの者と生計を一にするもの

(2) 他の同一の団体（公益法人を除く。）の次のイからニに該当する評議員の合計数が評議員の総数の3分の1を超えないものであること。

- イ 理事
- ロ 使用人
- ハ 当該他の同一の団体の理事以外の役員（法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるものにあつては、その代表者又は管理人）又は業務を執行する社員である者
- ニ 次に掲げる団体においてその職員（国会議員及び地方公共団体の議会の議員を除く。）である者
 - ① 国の機関
 - ② 地方公共団体
 - ③ 独立行政法人通則法第2条第1項に規定する独立行政法人
 - ④ 国立大学法人法第2条第1項に規定する国立大学法人又は同条第3項に規定する大学共同利用機関法人
 - ⑤ 地方独立行政法人法第2条第1項に規定する地方独立行政法人
 - ⑥ 特殊法人（特別の法律により特別の設立行為をもって設立された法人であつて、総務省設置法第4条第15号の規定の適用を受けるものをいう。）又は認可法人（特別の法律により設立され、かつ、その設立に関し行政官庁の認可を要する法人をいう。）

(3) 評議員のうちには、理事のいずれか1名及びその親族等（租税特別措置法施行令第25条の17（公益法人等に対して財産を寄附した場合の譲渡所得等の非課税）第6項第1号に規定する「親族等」をいう。以下、同じ。）の関係にある者の合計数、又は評議員のうちいずれか1名及びその親族等の合計数が、評議員総数（現在数）の3分の1を超えて含まれることにはならない。また、評議員には、監事及びその親族等の関係にある者が含まれてはならない。

3 評議員に異動があつたときは、2週間以内に登記し、登記事項証明書等を添え、遅滞なくその旨を行政庁に届け出なければならない。

（任 期）

第12条 評議員の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。

2 任期の満了前に退任した評議員の補欠として選任された評議員の任期は、退任した評議員の任期の満了する時までとする。

3 評議員は、第10条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお評議員としての権利義務を有する。

（評議員に対する報酬等）

第13条 評議員は無報酬とする。

- 2 評議員には、その職務を行なうために要する費用の支払いをすることができる。
- 3 前項に関し必要な事項は、評議員会の決議により別に定める理事、監事及び評議員の費用に関する規則による。

第5章 評議員会

(構成)

第14条 評議員会は、すべての評議員をもって構成する。

(権限)

第15条 評議員会は、次の事項について決議する。

- (1) 評議員、理事及び監事の選任及び解任
- (2) 評議員、理事及び監事の報酬等の額及びその規則
- (3) 評議員、理事及び監事の責任の免除
- (4) 各事業年度の決算の承認
- (5) 定款の変更
- (6) 公益目的取得財産残額の贈与及び残余財産の処分
- (7) 基本財産の処分又は除外の承認
- (8) その他評議員会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

(開催)

第16条 評議員会は、定時評議員会として年1回、毎事業年度終了後3ヶ月以内に開催するほか、必要がある場合に開催する。

(招集)

第17条 評議員会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき理事長が招集する。

- 2 理事長が欠けたとき又は理事長に事故があるときは、常務理事が評議員会を招集する。常務理事が欠けたとき又は常務理事に事故があるときは、理事会が予め決定した順序によって各理事が評議員会を招集する。
- 3 評議員は、理事長に対し、評議員会の目的である事項及び招集の理由を示して、評議員会の招集を請求することができる。

(議長)

第18条 評議員会の議長は、評議員会の決議によって評議員の中から選定する。

(決議)

第19条 評議員会の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

- 2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の3分の2以上に当たる多数をもって行わなければならない。
 - (1) 監事の解任
 - (2) 定款の変更
 - (3) 理事及び監事の賠償責任の一部免除
 - (4) その他法令で定められた事項
- 3 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、各候補者ごとに第1項の決議を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第24条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。

(決議の省略)

第20条 理事が、評議員会の目的である事項について提案した場合において、当該提案につき評議員（当該事項の決議について特別の利害関係を有する評議員を除く。）の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の評議員会の決議があったものとみなす。

(報告の省略)

第21条 理事が評議員の全員に対し、評議員会に報告すべき事項を通知した場合において、その事項を評議員会に報告することを要しないことについて、評議員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その事項の評議員会への報告があったものとみなす。

(議事録)

第22条 評議員会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

- 2 議長及び会議に出席した評議員のうちから選出された議事録署名人1名は、前項の議事録に記名押印する。

(評議員会運営規則)

第23条 評議員会の運営に関し必要な事項は、法令又はこの定款に定めるもののほか、評議員会において定める評議員会運営規則による。

第6章 理事及び監事

(理事及び監事の設置)

第24条 この法人に、理事及び監事を置く。

- (1) 理事6名以上15名以内
- (2) 監事2名以内

- 2 理事のうち1名を理事長、1名を常務理事とする。
- 3 前項の理事長をもって一般法人法上の代表理事とし、常務理事をもって同法第91条第1項第2号の業務執行理事とする。

(理事及び監事の選任)

第25条 理事及び監事は、評議員会の決議によって選任する。

- 2 理事長及び常務理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。
- 3 理事のうちには、理事のいずれか1人及びその親族等（租税特別措置法施行令第25条の17（公益法人等に対して財産を寄附した場合の譲渡所得等の非課税）第6項第1号に規定する「親族等」をいう。以下、同じ）の合計数が、理事総数（現在数）の3分の1を超えて含まれることになってはならない。
- 4 監事には、この法人の理事（その親族等を含む。）及び評議員（その親族等を含む。）並びにこの法人の使用人が含まれてはならない。また、各監事は、相互に親族等の関係があつてはならない。
- 5 他の同一団体の理事又は使用人である者その他これに準ずる相互に密接な関係にあるものとして法令で定める者である理事の合計数は、理事総数の3分の1を超えてはならない。監事についても同様とする。
- 6 理事又は監事に異動があつたときは、2週間以内に登記し、登記事項証明書等を添え、遅滞な

くその旨を行政庁に届け出なければならない。

(理事の職務及び権限)

第26条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。

- 2 理事長及び常務理事は、毎事業年度ごとに4ヶ月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行状況を理事会に報告しなければならない。
- 3 理事長は、法令及びこの定款で定めるところにより、この法人を代表し、その業務を執行し、常務理事は、理事会において別に定めるところにより、この法人の業務を分担執行する。

(監事の職務及び権限)

第27条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

- 2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

(理事及び監事の任期)

第28条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。

- 2 監事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。
- 3 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。
- 4 理事又は監事は、第24条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

(理事及び監事の解任)

第29条 理事又は監事が、次のいずれかに該当するときは、評議員会の決議によって解任することができる。

- (1) 職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき。
- (2) 心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないとき。

(理事及び監事に対する報酬等)

第30条 理事及び監事は、無報酬とする。

- 2 理事及び監事には、その職務を行なうために要する費用の支払いをすることができる。
- 3 前項の費用に関し必要な事項は、評議員会の決議により別に定める理事、監事及び評議員の費用に関する規則による。

(理事、監事及び評議員の責任軽減)

第31条 この法人は、第19条第1項の規定にかかわらず、一般法人法第198条第1項において準用する同法第111条第1項の理事、監事及び評議員の責任について、総評議員の同意がなければ、免除することができない。

- 2 この法人は、一般法人法第198条第1項において準用する同法第111条第1項の理事及び監事の責任について、理事及び監事が職務を行うにつき善意にしてかつ重大な過失がないときは、その責任の原因たる事実の内容、理事及び監事の職務の執行の状況その他の事情を勘案して特に必要があると認めるときは、第19条第2項第3号の規定に従い評議員会の決議により法令

の限度においてその責任を免除することができる。

- 3 この法人は、一般法人法第198条において準用する同法第115条第1項の規定に従い外部理事又は外部監事との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を評議員会の決議により締結することができる。但し、当該契約に基づく責任の限度は、一般法人法第198条で準用する同法第113条第1項で定める最低責任限度額とする。

第7章 理事会

(構成)

第32条 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(権限)

第33条 理事会は、この定款に別に定めるもののほか、次の職務を行う。

- (1) この法人の業務執行の決定
- (2) 理事の職務の執行の監督
- (3) 理事長及び常務理事の選定及び解職

- 2 この法人が保有する租税特別措置法第40条第1項後段の適用を受けた株式（出資）について、その株式（出資）に係る議決権を行使する場合には、あらかじめ理事会において理事総数の3分の2以上の承認を要する。

(開催)

第34条 理事会は、通常理事会として毎年度2回開催するほか、必要がある場合に開催する。

(招集)

第35条 理事会は、理事長が招集する。

- 2 理事長が欠けたとき又は理事長に事故があるときは、常務理事が理事会を招集する。常務理事が欠けたとき又は常務理事に事故があるときは、理事会が予め決定した順序によって各理事が理事会を招集する。

(議長)

第36条 理事会の議長は、理事長がこれに当たる。

(決議)

第37条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

(決議の省略)

第38条 理事が理事会の決議の目的である事項について提案をした場合において、当該提案につき理事（当該事項の決議について特別の利害関係を有する理事を除く。）の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたとき（監事が当該提案について異議を述べたときを除く。）は、当該提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなす。

(報告の省略)

第39条 理事又は監事が理事及び監事の全員に対し、理事会に報告すべき事項を通知した場合において、その事項を理事会に報告することを要しない。

- 2 前項の規定は、第26条第2項の規定による報告には適用しない。

(議事録)

第40条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

- 2 理事会に出席した理事長及び監事は、前項の議事録に記名押印する。

(理事会運営規則)

第41条 理事会の運営に関し必要な事項は、法令又はこの定款に定めるもののほか、理事会において定める理事会運営規則による。

第8章 選考委員会

(選考委員会)

第42条 この法人が行なう助成事業等の対象は、選考委員会の審査を経て、理事会で決定する。

- 2 選考委員会の任務、構成及び運営に関し必要な事項は、理事会の決議により別途定める選考委員会規則による。

第9章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第43条 この定款は、第19条第2項の規定に従い、評議員会の決議によって変更することができる。

- 2 前項の規定は、この定款の第3条、第4条及び第11条についても適用する。

(解散)

第44条 この法人は、基本財産の滅失によるこの法人の目的である事業の成功の不能その他法令で定められた事由によって解散する。

(公益認定の取消し等に伴う贈与)

第45条 この法人が公益認定の取消しの処分を受けた場合又は合併により法人が消滅する場合（その権利義務を承継する法人が公益法人であるときを除く。）には、評議員会の決議を経て、公益目的取得財産残額に相当する額の財産を、当該公益認定の取消しの日又は当該合併の日から1箇月以内に、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（以下、「認定法」という。）第5条（公益認定の基準）第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

(残余財産の帰属)

第46条 この法人が清算をする場合において有する残余財産は、評議員会の決議を経て、認定法第5条（公益認定の基準）第17号に掲げる法人であって租税特別措置法第40条（国等に対して財産を寄附した場合の譲渡所得等の非課税）第1項に規定する公益法人等又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

第10章 公告の方法

(公告の方法)

第47条 この法人の公告は、官報により行ふ。

- 2 貸借対照表については、一般法人法第199条において準用する同法第128条3項に規定する措置により開示する。

附則

1 この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第106条第1項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。

2 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第106条1項に定める特例民法法人の解散の登記と、公益法人の設立の登記を行ったときは、第6条の規定にかかわらず、解散の登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始日とする。

3 この法人の登記の日に就任する理事及び監事は、次に掲げる者とする。

理事	井上祥平	宇井理生	海老澤敏	黒木登志夫
	酒井忠康	神田博至	嶋田実名子	
監事	浅田永治	星野一郎		

4 この法人の最初の理事長は 神田博至、 常務理事は 嶋田実名子とする。

5 この法人の最初の評議員は、次に掲げる者とする。

高橋通子(今井通子)	植木 浩	織作峰子	正田 修
濱口博史	原島 博	村上陽一郎	中川俊一
沼田敏晴			

附則（令和8年6月22日）

1 定款第1条、第3条及び第4条の変更については、令和8年10月1日より施行する。



当財団の原本に相違ありません
公益財団法人 花王 財 団
代表理事 長谷部佳宏

